

中間処理業者座談会



産廃あいちVol. 4号から始まった座談会も今回で3回目です。新年号では、改正廃棄物処理法の主眼である廃棄物の減量化・再資源化の牽引者の存在の中間処理業者の皆さんにお集りいただき、「中間処理の課題と行方」と題して、それぞれに行われている中間処理の内容、問題点や今後の方向性について討論をしていただきました。

出席者

天野 邦彦／岡崎技研(株)	加山 昌弘／加山興業(株)	川根 武／大矢建設(株)
鬼頭 忠／(株)東伸サービス	小島 晃／(有)明輝クリーナー	佐藤 正行／サトマサ(株)
篠原 勝重／鹿島道路(株)	鳥居 照男／豊田ケミカルエンジニアリング(株)	平田 尚樹／名城サングリーン(株)
平松 幸雄／豊栄化学(株)	福原 恵／(株)丸全油化工業所	藤木 義正／フルハシ工業(株)
水谷 東三／大有建設(株)	村上 治／(株)東海土木工業	安井 孝／専務理事(司会)
宇津野清彦／広報編集委員長		

適正処理を前提に リサイクル事業にも積極的にトライ

——まず、皆さんの行われている中間処理事業の内容と今後の課題や問題点などについてお話ししていただきたいと思います。



水谷 東三／大有建設㈱

水谷 当社は建設廃材を主力としております。アスファルト塊やコンクリート塊等を南区にある大江工場に受け入れて破碎、製品化をしています。製品の用途は道路用が主です。今後は建設がらをいかにして入れていくか、を課題として認識しています。法改正を踏まえ、これからは建設がらを中間処理する業者が増大すると予想される今、限られたパイをいかに取るか。がらの受け入れ関係を、業界を上げてプールする方向で行くのがよりベターではないかと思っています。

篠原 先般、11月18日に県主催の『建設廃棄物減量化・再利用のシンポジウム』に協会を代表して出席させていただきましたが、当社も建設廃材の中でアスコン塊、コンクリート塊を再生して製品化しているわけです。アスファルト再生鉱材、コンクリートの路盤材などを官庁関係から民間までをユーザーとして、スタートしてから6年経過しました。今後の問題点は、再生利用の推進に伴い出てくるものの一つで、例えば建設廃材が大量に発生する工事現場において、出た廃棄物を排出事業者がその場で再生利用してしまうことが多くなるだろうと思われるからです。実際にそういう例は既にあります。その結果、中間処理場にモノが大量に入りにくくなる。法律で再生利用の推進がうたわれ、排出事業者の責任が明確化されていますからそれ自体は結構なことなんですが、中間処理を業としている私たちにとっては軽視できない事実だと思います。このことをよく考えて、次にどのような

活動をしていくか、が大きな課題だと思います。

川根 当社は建設業が本業ですが、産業廃棄物との係り合い、特に中間処理に対する取り組みとして焼却及び選別の許可、又鉱さい・建廃の破碎の許可を受け、2カ所で建設廃材のリサイクルを行っています。名古屋市の平針では鉱さいを利用した改良土を生産し、もう1カ所は東郷町でコンクリートがらを破碎しリサイクルを行っています。課題としては、いかにリサイクル製品の商品価値をユーザーに理解していただくか、ということでしょうね。特に鉱さいを使った改良土は、行政当局の評価を得るのに困難しております。新しい物を造り出すことはなかなか難しいですね。コンクリートがらのリサイクルは順調に推移しています。やはり、いろいろな意味でもう少し行政のバックアップやご理解がいただきたいなというのが実感です。

藤木 当社の場合は元来、製材業の会社でございまして、木のリサイクル、いわゆる燃料用チップの生産を始めたのが15~16年前からです。リサイクルをモットーとし、業を行ってきました。平成3年12月に廃プラスチックや建設廃材の処理を目的に中間処理の許可を取得し現在、ユーザーのニーズにお応えできるような精度の高い工場施設の建設をめざして着工中です。また、住宅メーカー等が建て替えの際に出る基礎などのリサイクルを近く建設省に申し入れるという情報もあり、公共事業にリサイクル製品が使われるようになれば、大幅な飛躍が期待できるのではないかと思います。



藤木義正／フルハシ工業㈱

村上 私どもの会社では、主に基礎工事等から出る建設汚泥の中間処理を行っています。本拠地を海部郡の飛島に置き、第2プラントを高浜市に所有しています。また、三重県湯の山に関連会社のプラントも持ち、愛知・岐阜・三重・静岡の四県を営業エリアとしています。中間処理法としては建設汚泥を現場からプラントへ搬入し、洗浄・

中間処理業者座談会

選別をする方法です。そこから出た砂利や砂はコンクリートの原料として出荷したり、残りの粒度の細かいものに関しては選別した大きな砂利や石炭などを少々添加して路盤材に利用したり。また、これは当社の特色の1つなのですが、砂利や石炭などを添加しない場合は、バイオ技術を駆使し、菌の力で土壌改良をいたしまして、土壌改良剤として出荷もしています。

ただし、建設業はいろいろ使いますので、再利用が効かないものもあるわけです。2~3割はまだ最終処分場へ搬入していますが、将来的には100%リサイクルできるよう現在努力しています。

小島 当社は豊橋市で業を営んでいます。20年程前から収集運搬を主業務でやってまいりました。現在、東三河で一般廃棄物では4市5町、産業廃棄物では愛知県と静岡県、政令都市では名古屋市と浜松市の許可をいただいている。中間処理に進出したきっかけは、やはり東三河でも最終処分場不足が深刻化し、どうしたら生き残りを図ることができるかを考えた時に中間処理に活路を見い出したわけです。現在、廃プラスチック類など13品目で焼却炉を所有し、それぞれに処理を行っています。

福原 私どもは終始一貫して廃油を回収し、リサイクルを行い市場に還流してまいりました。昭和62年の逆オイルショックを契機に、全国の廃油業者の中から今後の対応を真剣に取り組みたいという希望者を募りまして、全国再生鉱油連合会なる組織を設立しました。東北から九州まで9ブロックに分かれて、現在活動を行っています。平成3年には通産省や資源エネルギー庁が主体となって、



村上 治／株東海土木工業



福原 恵／株丸全油化工業所

廃油の現状についての調査にも入られ、廃油業界も少し落ち着いてきたように思います。ただし、年々公害規制やリサイクル燃料の内容基準が厳しくなってきており、今後はさらなる技術的向上と施設改善をしていかなければいけないと痛切に感じている次第です。

平田 当社はゼネコンの建設現場から出る建設廃材を主に中間処理しています。もともと収集運搬を行っていた会社なのですが、私が会社を引き継いだ後に廃プラスチック、木くず、金属くず、がら等の中間処理の認可をいただきました。現在、建設廃材とがら等の破碎の許可を申請中です。また、処分場もありますが、敷地が狭いため実際に破碎してコンクリートがらを再生骨材にすることがなかなか難しい状態です。リサイクル業者に引き取ってもらえるものは全て引き取ってもらい、最終的になんともならないものを自社で処理するような体制をつくっていきたいと考えています。建設系廃棄物の収集運搬兼中間処理業者、というのが最終的な目標です。

鳥居 当社は昭和49年に半田市において、廃棄物処理に取り組み始めました。廃棄物の焼却から潤滑油の再生、有機溶剤の蒸留再生などが事業内容です。現在の許可品目は、汚泥、廃油、廃プラスチック類など13品目で焼却を主に行っています。平成4年に大型焼却炉の3号炉が完成、まだ試運転の段階ですが、本格運転に入った時点で現在稼働中の1号炉を停止し、2号炉と3号炉でニーズにお応えしていく予定です。総処理量は焼却その他を含めて年間16万トンが処理可能です。



鳥居照男／豊田ケミカルエンジニアリング㈱

天野 岡崎市において廃油、廃酸、廃アルカリなどの中間処理を行っています。処分の方法としては、中和及び脱水等の水処理と焼却処理が主力です。当社の立地環境も年々住宅地が増え、手狭な状態で操業しているところです。今後の課題と

しては、中間処分だけでなく収集運搬も伸ばしていきたいと考えています。

佐藤 昭和25年以来、当社は鉄くず、紙くずという俗に言うスクラップ業を営んでまいりました。昭和45年に私が社業を引き継ぎましてから、お客様から廃棄物も片付けてくれないか、というニーズにお応えするためこの業界に参入いたしました。5年前に焼却炉を設置し、木くず、紙くず、繊維くず等を焼却処理していましたが、処理能力の増大を図るために先般、建築基準法第51条をクリアして3年がかりで新しい焼却炉を導入いたしました。また、廃プラ等の破碎、溶融施設を岐阜県の工場に持ち、破碎・溶融したものを金型に打ち込んで110角×2mの杭棒を生産し、中国向けに出荷したりしています。鉄くず、金属くずに関しては大型プレス機などで処理したものを鉄鋼・電炉



佐藤正行／サトマサ株

メーカーに売却しています。問題点としては、廃家電の処理処分の件ですね。当社では焼却して出たがら等は電炉メーカーもしくはシェレッダーメーカーに売却、または無償で取っていただいているます。

平松 当社は元来、トヨタグループのアルミニウム合金、鉄、スクラップの加工が本業でしたが、昭和46年の廃棄物処理法の制定と同時に業の許可を取得し、現在は収集運搬から中間処理、最終処分まで許可をいただいています。中間処理は、主に有害廃棄物の固形化と破碎を行っています。トヨタグループから出る廃棄物を処理するのに手いっぱいという状態です。

加山 東三河の豊川市で、廃プラや廃油、木くず等の焼却を行っています。中間処理の許可をいただきてまだ2年程ですが、会社自体は昭和25年から廃棄物処理に携わっております。

鬼頭 日進町において、収集運搬から中間処理、

最終処分まで許可をいただいています。当社では新しい焼却炉を2年前に設置したのですが、その当時に先程も出ました建築基準法第51条の問題に引っかかりました。確かに都市計画地方審議会に焼却炉の設置を審議していただいたのは、協会の中では当社が最初ではなかったかと記憶しております。許可を出していただいた決め手は、14~15年前から山の中に焼却炉を設置して焼却を行つても、周囲の木が枯れていないということだったようです。周辺環境を考えた管理というものが行き届いていれば、難しい申請であってもそれなりに許可が出るということだと思います。現在、14品目を焼却しています。その他に高速乾燥や新しく開発したハーマシール工法が中間処理の主な方法です。

——どうもありがとうございました。さまざまな手法で中間処理に臨まれている皆さんの健闘ぶりが、ひしひしと伝わって来るようでした。では、今後の展望や方向性についてご意見をお聞かせいただけないでしょうか。まず、建設業関係に携わっているいらっしゃる方から……。

藤木 展望というよりいわば希望なのですが、コンクリートがらを再生した路盤材などの公共工事での使用を認めていただきたい、ということですね。横浜などでは使われているようですが、まだ愛知県では認められていません。当社では、公共工事に使えないようではと現在ストップをかけている状態です。民間で使われるだけでは、市場規模が大きいとは言えません。道路敷用に使用するスラグが平成6年以降は出ないようになります。これを受けて、行政側がどのような対応をされて行くのか見守っているところです。スラグが出なくなったからといって山を削っていては、これはもう資源の損傷としか言えないのです。今後、そのあたりを踏まえて見ても、コンクリート系の建設がらのリサイクルは大きくクローズアップされ



鬼頭 忠／株東伸サービス

中間処理業者座談会

ていくと思います。当社は、公共道路への使用許可が出しだい再スタートしたいと考えています。そのための土地も設備も確保しておりますので。

——聞くところによると、コンクリートがらはかなりリサイクルに回されて原料が入手できないという話もあるようですが……。

水谷 確かに年間を通してコンクリートがらがコンスタンプに手に入るわけではありません。やはり、年末年始や年度末に集中して出るわけです。一番気候のいい時期にあまり手に入らない、というのがいままでの傾向ですね。また、法改正に伴って各市町村が再生材を積極的に活用されていくのではないかと予想されます。今後、コンクリートがらやアスファルトがらは建設副産物の有効利用を旗頭に100%リサイクルしていくでしょう。それに応じて中間処理業者が増加し、限りある再生原料の取り合いが起きてくるだろうと思います。

篠原 中間処理業者の増加も一理あると思いますが、廃棄物の減量化・再資源化がうたわれている今回の法改正から、排出事業者自体がリサイクルに対して積極的に動かれるようになるはずです。冒頭でも述べましたが、施主の許可を得て工事現場内にリサイクル設備を入れ、建設副産物をその場で処理を行うということが現実に起こっているわけです。中間処理業者にとって、これは脅威であると言わねばなりません。また、新設の工事に

使う仮装の路盤材は全て再生材を使うという方向にきています。足りなければバージン材を使うと。そうなると原材料が不足する地域が当然出てくるわけで、中間処理業者としても排出事業者と何らかの連絡網をつくっておかないと市場をまかなえなくなることは必至です。もう一つ新しい方向として、分別の徹底が上げられます。関東方面では自動分別機を導入しているところがあります。当社の親会社も始めていますが、1機10億円程かか

り、5千坪程の土地がないとできないということです。このことを分析して見ると、これからは都市近郊に排出事業者の大型の中間処理施設ができるのだろうな、というのが実感ですね。

——中間処理というと、とかくコストのことが話題になりますが、実際に採算の合う業種だと考えられているのですか。



川根 武／大矢建設㈱

川根 中間処理をおしなべて論じるのは難しいので、コンクリートがらの場合を例にとって話をしたいと思います。コンクリートがらをリサイクルした製品が何種類もあるとします。しかし、どれをとっても同じではありません。それは何故か。

リサイクルする原料にも良し悪しがある。解体ゴミが入っている原材料としっかり分別した原材料では、当然品質に差が出てくるわけです。また、良いリサイクル製品をつくろうとするには、相当設備投資をしなければなりません。そういう意味ではいまのところ、採算的になかなか合わないのが現状ですね。もちろん、いつかは採算ベースに乗せなければなりませんがね。

——なるほど。ではまた話を戻しまして、今後の展望などをお聞かせください。



篠原勝重／鹿島道路㈱

なくなりることは必至です。もう一つ新しい方向として、分別の徹底が上げられます。関東方面では自動分別機を導入しているところがあります。当社の親会社も始めていますが、1機10億円程かか

村上 当社の場合は砂利や砂、骨材を採取し、洗浄・選別を行う工程にはある程度めどが立ちましたが、問題は残渣物でした。現状いってやはり莫大な量になるわけです。これがなんとかならないものかと研究を重ねた結果、事業内容でも申し上げましたバイオ技術を使って残渣物に菌を植えつけ、熟成させて土壌改良剤をつくることに成功しました。しかし、この土壌改良剤をつくるにしても3~4ヶ月かかるため、その間に置いておくストックヤードの確保に苦労するわけです。それが解消できれば事業は順調に行くと思うのですが。独自に市場調査も行い、本当に良い作物や野菜が

できる土がないという実態もつかんでいますので潜在的なニーズは大きいと考えられます。ですから、いまでは従来の建設業というイメージからだいぶ変わってきたと思います。ただ、残土を処分場に持って行くだけでは、いつかは行き詰りますし。いまは処分とリサイクルを併用してやっていますが、将来は全てリサイクルできるような方向に行けるようさらに研究し、努力している最中です。

平田 当社は、最終処分場に搬入しなくても廃棄物を処理できる体制、つまり徹底分別を行っていこうと考えています。関東の業者がお手本になっているわけですが、中間処理を完全にシステム化して活用していきたいですね。また、収集運搬も行っている関係上、処理費の約1/3を運賃が占めていますので、それをどのような形で軽減させていくか。当社はその答えを、都市近郊で小さいながらも有効な許可を持った中間処理施設を何ヶ所か所有することに見い出し、活路を開いていこうと思います。

——次に廃プラスチックの中間処理、リサイクルの方向性についてご意見をお聞かせください。

佐藤 廃プラスチックを処理する場合、特に破碎機にかけるにはカッティングをして前処理を行わなければなりません。ランニングコストを考えた場合、焼却した方が早いわけです。ただし、焼却処分には弱点がある。炉壁に溶解した廃プラスチックがくっついてしまい炉を悪くしたり、有害ガスが発生しないよう細心の注意を払っていないといけない。いずれにしても廃プラスチックは処理が難しいといえます。今後の方向性としては建設廃材と同じことで、分別を徹底的に行うことでしょう。分別さえきっちり行えば、原料として再使用できるものが多々あるんですね。例えば、ABS樹脂だけまとめたら原料になり得るわけです。ただ、色分別をしな



平田尚樹／名城サングリーン㈱

ければなりませんが。そうすれば、再生原料として出荷でき、採算も合うと思います。

——廃油、廃酸についてはいかがでしょうか。

鳥居 最初に申し上げましたが、当社は潤滑油の再生や有機溶剤の蒸留再生などを行っていますが、主体は処分です。廃棄物の減量化という点においては貢献をしていると考えていますが、一步進んでリサイクル及びリサイクル製品の推進になると、まだまだユーザーのご理解と確かな認識が醸成されていないというのを感じます。廃油、廃酸とは違いますが、有機汚泥のコンポスト化を行っていて特にそう感じますね。先程、村上さんのお話にもありましたが、農薬や化学肥料でかなり薬漬けになった土地を活性化させるという試みは、かなり面白い展開が期待できるのではないかと。ただ、評価していただくのに時間がかかる。最低でも半年近くかかるわけです。そのあたりをにらみながら、徐々に推し進めていきたいと考えています。

福原 廃油とひと口に言っても、潤滑油やエンジンオイル、工場から出る油などいろいろあるわけです。何でも燃えればいいというのでは業者として失格ですので、できるだけ選別回収することが望ましいと考えております。産業用燃料に再生することはいとも簡単なのですが、一番ネックになったのは潤滑油の中に使われている点火剤の存在ですね。特定ユーザーにしかお使いいただけない。しかも、ここ最近塩素問題が再びクローズアップされて来ています。現時点で、塩素の混入している再生燃料はどこも要りませんという答えが必ず帰ってきます。ですから、早急に成分分析ができる施設を整えたいと。また、廃油業界は国内の景気の変化や世界の石油の価格変化によって左右される業界です。現在、資源エネルギー庁の指導のもとに廃油再生業者に対する税制優遇措置に



宇津野清彦／広報編集委員長

中間処理業者座談会

ついて話し合いの場を持とうという動きが出ており、本当の意味で認知される業界になりつつあるなというのが私の実感です。



天野 邦彦／岡崎技研㈱

天野 当社は焼却処理以外に、水溶液中の金・銅・ニッケルなどの回収を試験的に行っておりますが、一定の量と濃度が揃わないと金属の回収はなかなか難しいわけです。こちらが思うような好条件は得られにくいし、一時期うまく回収ができたとしても後が続かない。また、金属の価格は相場によって変動しますので、コスト的にどうしても本格的に金属回収業務に入り込めないという状態で現在、足踏みをしています。なんとか軌道に乗せよう奮闘している最中です。

——有害物質取扱いの現状と今後についてはどのようにお考えでしょうか。

平松 当社の取扱う有害物質は主にメッキ関係が多いのですが、処理方法は一番最初に申しましたコンクリート固化で処理を行っています。しかし、この方法は改正法の主眼となっている減量化やリサイクルに反するわけです。例えば、1トンのものを処理するのに、中に入っている成分や

量によっては処理する段階では2トンになってしまうこともあるんですね。ですから、いまの時代に逆行しているような形になってしまいます。ただ、この状況についての行政の見解は、現状の処理体制がうまく機能しているのならば有害物質に係る焼却は認めていない、という原則を持たれているようです。しかし、将来的には有害物質であっても焼却したり、熱処理を加えて減量できるものは全て減量するという前提で動いていかないと、やがて最終処分量の面で問題化するのではないかと思います。



平松 幸雄／豊栄化学㈱

——医療廃棄物についてはいかがでしょうか。

鬼頭 医療廃棄物については、ガイドラインが策定されてから、医療廃棄物の焼却処理が増えました。しかし、まだ医療現場の医療廃棄物に対する認識が甘いものですから、注射針を一般廃棄物として出している病院もあると聞きます。ただ、法改正以後、徐々に医療サイドがしっかり処理を行わないといけないという意識が広がりつつあると思います。



——先程から皆さんのご意見をお聞きしていますと、選別・分別という言葉が頻繁に出てまいりました。この点については、いかがお考えでしょうか。

小島 行政も処分場も受け入れ基準が厳しくなり、選別・分別を行わないとなかなか取っていただけなくなるのではないか。先程、建設現場でリサイクルを行った例があるというお話を聞きました。しかし、建設現場にコンテナを置いて回収をしている当社の例を上げると、実体は何もかも混載でどうしようもないものもあるわけです。収集運搬を主に中間処理を行っている当社の性格上、どうしたら最終処分場に取っていただけるかが重大なテーマになるんですね。そういう意味でも選別・分別は必須条件なんです。木くずはチップとして持っていく、コンクリートがらは再生骨材として取ってもらう、と。月量600m³程の処理が可能な選別ラインを設けて選別を行っているのですが、その内で多いのが缶類の廃棄物で分別しても月に50~60トン程になります。鉄が8割、アルミが1割、その他が1割という構成ですが、問題なのは例えば鉄を業者に持って行っても1kgあたり何円かのお金を払わなくてはいけない。資源になるはずなのに、これでは処理費を払っているのと同じではないか。実際に分別・リサイクルを心掛けるとかえってコスト高になってしまいます。それでも、まだ処分場が取ってくれるようになるからいいじゃないかというご意見もありますが、末端でやっている業者にとってコストアップにつながるという現実は何とかならないものか、と。当社の場合は収集運搬から入ってきたものですから、最終処分場へ搬入する前の仕分けが中間処理という考えが前提になっていますので、皆さんとは少し趣きが違うかもしれません。



小島 晃／㈲明輝クリーナー

加山 当社も小島さんと同じように、基本的に選別を前提に考えてやっているのですが、なかに

はやはり選別のしようもないような状況のものがあるんですね。解体という作業から出てくる廃棄物が建設廃材だということは、皆さんもご存知だと思いますが、特に建設廃材が混載状態で出されてしまうとそれを処理しなくてはいけない確率が当社の場合は高い。これは何かといふと、1つには解体業者のモラルが低いということの証明です。モラルがあれば廃棄物は選別でき得るわけですから、一方に真面目に選別を行っている解体業者がいて、もう一方はまったくの混載であると。それではいけないのでないのではないか。解体業者が契約した処理費の中で、私たち建設廃材を取扱う業者は適正処理を心掛けなければならない。こちらがいくらしっかり処理を行いたいと望んでいても、処理費を見込んでいただかないと経営的に合わないわけです。やはり総体的に意識の向上を図るべきだと思います。また、行政におかれましても、しっかりと指導していただき、真の意味での適正処理と中間処理の意味と原点を指し示していただきたいですね。



加山 昌弘／加山興業㈱

平田 当社も木造の解体を大手さんから請け負うことがあるのですが、実際の話、予算の中に廃棄物処理費を見込んでいないわけです。坪単価で1万2千円とか1万5千円で処理しろと。これでは土台不可能なんですね減量化やリサイクルなんて。以前、ある大手さんの現場でゴミゼロ運動なるものがあったんです。その発想は大変良いことなのですが、実際は下請け業者に廃棄物を全部持ち帰れというだけだったんです。確かに現場では、廃棄物が出なくてよかったよかったですということなんですが、現実に出た廃棄物は一体どこへ持ち込まれているかというと、ほとんどが工事店さんの敷地に置いておき、適当に処理しているわけです。現実に、大手さんや官庁関係の認識は少しづつ変化してきていると思いますが、もっと大きく認識をえていただきたい。また、リサイクル製品に対してももう少し理解をしていただきたいと思いますね。



——いろいろお聞きしてまいりましたが、最後に協会に対して、行政に対してのご要望や感じられたことなどお聞かせください。

鬼頭 当社もハーマシール工法という新しい中間処理法を開発したわけですが、現行の廃棄物処理法では本工法を認可するような文面は見あたりません。現在認可されている処理法だけにこだわらず、それを申請に出した場合、行政においては検討にあたらないという姿勢を取られるのではなく、バックアップする姿勢を取っていただきたいなと思います。

加山 これからは“環境にやさしい”ということが本当に大変になる時代です。このまま発展していくと、地球はどうなってしまうのか。今後は利益を追求する企業からの視点だけでなく、生活者として、家庭人として、環境や廃棄物処理に対して取り組む姿勢が必要不可欠だと思います。最後に行政に対しては、中間処理施設に免税措置が設けられるようにしていただきたいというのが希望です。

平松 国において、再生品に対しお米と同じように補助金を出すという観点を持っていただき、利用を促していただけないものでしょうか。技術あるが、コスト的にバージン製品にたちうちできないこの現状を改善できるよう、協会にも是非がんばっていただきたいと思います。

佐藤 再生製品がバージン製品よりもコスト的に高くなってしまう事情と、再生製品に対する理

解が消費者から得られるよう、協会には努めていただければと思います。

天野 リサイクルに対する技術は皆さんお持ちなのに、最終的に事業としてとらえた時にやはり対コストにおいて二の足を踏まざるを得ない。協会に対しては、消費者や行政に私たち業者が何故リサイクルを強力に推進できないのか、という事実を知らしめてほしいですね。

鳥居 私たち業者が行政に対して意見を言うべき時に、しっかりとと言える体制をつくっていただければと思います。協会には行政と業者の仲立ちができる存在になってほしいです。

平田 まず、一般家庭から出る廃棄物を有償化できないものかと。ここまでしないと国民ひとりひとりが廃棄物に対する当事者意識が形成されないと思います。もう1つは、みんなが適正処理できるような価格を設定し、オープンに話し合える場があればいいですね。

福原 行きつくところは地球環境をよくするためににはどうすればよいか、を国民が認識することだと思います。

小島 社会的に必要不可欠な業界でありながら、まだまだ肩身の狭い思いをして事業を行っている方が多いわけです。協会には、個々では弱い業者の寄り所として、また社会的に業界そのものが認知されるよう広めていってほしいと思います。

村上 私どもが実感していることをお話ししたいと思います。建設汚泥の処理の場合、位置指定の問題があります。位置指定を取らない方法はというと、移動式の固化プラントを使えばいいわけです。愛知県では許可が簡単に出ますし。ここで言いたいのが、固化プラントはいいのですが、固化した後の処理がネックなんです。中間処理でマニフェストを切ったらあとはもう知らない、ゼネコンももうそれで終わりだと。固めたら残土といっしょに埋めるだけだ、というのが横行している。そんなことは露知らず、私どもにちょっと片付けに来てほしいといわれて行ってみたらもう瓦礫の山です。これでは“地球にやさしい”どころじゃないわけです。そんなものはもうどうしようもない。私どもがおじゃましても何ともならないですね。もう一度、碎いて洗浄して処理するのも……。結局最終処分場に入れるしかない例が、最近多いです。そのあたりのことを、もう少し排出業者はもちろん、中間処理業の許可を出すにあたって行政がもう少し慎重に審議をしていただけるようお願いをしたいというのが正直な気持ちです。

藤木 皆さんがいろいろおっしゃりましたので、私は少し観点を変えてASECの単価の問題と10年間という期間であれだけの容量を果たして埋めることができるか、今後の第3セクターの方向性を占う意味でも関心がありますね。

川根 私たち中間処理業者は廃棄物の減量化・再利用化に貢献しているわけですが、財政的に支援を受けようとした場合、当社もいろいろ調べたのですが、援助を受けられる方法はありませんね。私たち業者に対して、もっと前向きに行政が対応し指導していただきたいと切に願うしたいです。

篠原 協会に対しては、業界と業者のイメージアップに努めていただきたい。この業がよりよい環境をつくるのに貢献していることをアピールしていただき、よりよい企業環境がつくれるようバックアップしていただきたいですね。行政に対しては、再生品使用の奨励をしていただきたいです。排出事業者や施主に対しては、排出した廃棄物の処理状況を確認するよう、責任を持って見届ける

ような姿勢を持ってほしいですね。

水谷 当社は協会に入り初めてこういう座談会に出席させていただきましたが、これを機会にいろいろな業種毎に集めた分科会をつくっていただけたらと思います。そこで問題を討論し、意見を練り上げていくのがベターではないでしょうか。



安井 孝／専務理事

——どうもありがとうございました。今後 中間処理業の重要性はますます高まっていくと思います。さらに技術力を磨き、適正処理、リサイクルを推進してよりよい環境づくりに挑戦してください。

